

国立大学法人島根大学危機管理規則

(平成30年島大規則第30号)

(平成30年3月20日制定)

[平成30年11月22日最終改正]

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、事業継続ガイドライン（内閣府防災担当）（平成25年8月改定）を踏まえ、本学における危機管理体制及び対処方針等（以下「危機管理体制」という。）を定めることにより、本学の学生及び役職員等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理については、他の法令等及び本学の規則等に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、用いる用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 「危機」とは、火災、災害、テロ、重篤な感染症の発生その他の重大な事件又は事故により、学生及び役職員等の生命若しくは身体又は本学の財産、名誉若しくは業務の継続に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事象及び状態をいう。
- 二 「危機管理」とは、危機が顕在化した場合に、損失を最小限に抑えるための組織的な活動をいう。
- 三 「業務継続」とは、危機の発生、その他の緊急時（以下「緊急事態発生時」という。）においても、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させることをいい、その取組みは「危機管理」に含める。
- 四 「防災」とは、災害において、身体・生命の安全の確保と物的被害を軽減させることをいい、その活動は「危機管理」に含める。

(危機管理の基本方針)

第3条 危機への対応として、学生及び役職員等の安全確保、学内における重要業務の継続又は速やかな再開のための業務継続への取組み、危機が顕在化した場合の危機管理を並行して推進する。

第2章 危機管理推進体制

(危機管理担当理事)

第4条 危機管理を担当する理事（以下「危機管理担当理事」という。）は、内部統制シス

テム運用規則（平成27年島大規則第19号）第3条に規定する内部統制統括責任者をもって充てる。

（危機管理委員会）

第5条 本学に危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - 一 危機管理に関する重要事項の評価及び見直しに関すること
 - 二 本規則に基づく各計画に関すること
 - 三 危機に対応する教育・訓練に関すること
 - 四 その他危機管理に関し必要な事項
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - 一 危機管理担当理事
 - 二 企画部長
 - 三 教育・学生支援部長
 - 四 総務部長
 - 五 財務部長
 - 六 医学部事務部長
 - 七 自然科学系事務部長
 - 八 法文学部事務長
 - 九 教育学部・人間科学部事務長
- 4 委員会に委員長を置き、委員長は危機管理担当理事をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（危機管理対策の検討）

第6条 委員長は、前条第2項により検討した結果を役員会に報告する。

- 2 役員会は、本規則に基づく各計画その他危機管理対策の検討を行う。

第3章 危機管理に関する計画

（業務継続計画）

第7条 緊急事態発生時における教育・研究活動等の継続のための活動計画（以下「業務継続計画（略称 BCP: Business Continuity Plan）」という。）を策定する。

- 2 BCPには、次の各号に掲げる事項を定める。
 - 一 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員
 - 二 緊急事態発生時における初動体制

- 三 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施
 - 四 その他業務継続のための方針，体制，手順等の必要な事項
- 3 BCP においては，特定の危機による被害想定を前提にするものの，被害の様相が異なっても可能な限り柔軟さを持つように策定するよう努めるものとする。
- 4 策定した BCP における予測を超えた事態が発生した場合には，計画における個々の対応に固執せず，それらを踏まえ，臨機応変に対応するものとする。

(BCP 運用計画)

第 8 条 業務継続の取組みを継続的に改善していくための活動計画(以下「BCP 運用計画」という。)を毎年度策定し，実施する。

- 2 BCP 運用計画には，次の各号に掲げる事項を定める。
- 一 BCP で決定した対策のなかで，平常時における事前対策として，次に掲げる項目を実施する。
 - ア 対応拠点，代替拠点等での設備の設置，物品の確保
 - イ 電源，水，通信等ライフラインの代替対策
 - ウ 情報システムや重要な文書のバックアップ
 - エ 備蓄品，救助用器具等の確保
 - オ その他事前対策のために必要な事項
 - 二 本学の役職員が BCP における各役割に応じた知識・能力を獲得するための教育・訓練
 - 三 BCP を点検し，継続的な改善を行っていくための見直し・改善
- 3 BCP 運用計画は，第 9 条の消防計画を継続的に改善していくための活動を含めて策定する。

(防災活動)

第 9 条 本学の拠点毎の防災のための活動計画として，消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づく「消防計画」及びその他必要な計画を策定し，実施する。

(モニタリング)

第 10 条 危機が顕在化した場合の危機管理の活動については，内部統制システム運用規則第 4 条から第 9 条までに規定する各種モニタリングの対象に含めることとし，モニタリングの結果を業務に適切に反映させ，危機管理対策の継続的な見直しを図るものとする。

(緊急事態発生時の体制)

第 11 条 緊急に対処すべき危機が発生又は発生するおそれがある場合は，第 7 条に定

める業務継続計画による体制で対処する。

第4章 雑則

(附属病院に関する事項)

第12条 医学部附属病院における危機管理については、別に定める。

(事務)

第13条 この規則に関する事務は、総務部総務課において処理する。

2 前項の規定に関わらず、第9条に規定する防災活動に係る事務については、財務部施設企画課及び医学部会計課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 島根大学における危機管理に関する規則（平成26年島大規則第58号）、島根大学危機管理対策検討委員会規則（平成26年島大規則第59号）、島根大学危機管理対策検討委員会専門委員会規則（平成26年島大細則第2号）は、廃止する。

附 則（平成30年11月22日一部改正）

この規則は、平成30年11月22日から施行する。